☆泉佐野市子育て世帯訪問支援事業☆

【対象となる方】

泉佐野市に住民票があり、妊産婦及び 18 歳未満のお子様を養育する家庭で、日中困ったときに家族等から家事や育児の支援が受けられない方（世帯）であり、本市が本事業の利用について必要と認めた世帯。

©ゆでたまご/ 泉佐野市

【支援内容】

市と契約した事業者から訪問支援員が自宅を訪問し、家事や育児の支援を行う事業です。

◇家事援助：調理・洗濯・掃除・買い物など

◇育児援助：授乳介助・おむつ交換介助・沐浴介助・保育所等の送迎、宿題の見守りなど

※育児に関する支援はお手伝いが中心となり、原則利用者とお子様が一緒にいる場所で行います。利用は早くても面談日から約 1 週間後の開始になります。

【利用時間及び料金】

利用できる時間は年度内で最大 40 時間です。1 日につき 2 時間以内の利用とし、1 時間を単位とします。また、1 週間で 3 日以内の利用とします。

利用可能日時

◇月～金曜日（平日）　午前 7 時 30 分～午後 9 時　1 時間あたり８００円

◇土・日曜日・祝日　午前 7 時 30 分～午後 9 時　1 時間あたり９００円の自己負担が必要です。

※利用ごとに支援員にお支払いください。ただし、生活保護世帯・市民税非課税世帯等の方は、自己負担が免除されます（その他免除される場合がありますので、ご相談ください）。

※利用者の都合でキャンセルする場合は、前日 17 時までに支援員に連絡してください。前日 17 時以降にキャンセルすると料金が発生します。

※年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）はお休みです。

【申請から利用まで】

ご希望の方は、事前に申請が必要となりますので、窓口またはオンラインで申請をしてください。

必要書類

①妊娠中の方は母子健康手帳（該当者）

②令和 7 年 1 月 1 日現在住民票が泉佐野市外の場合は、前住所地での課税証明等（該当者）

ご利用にあたり、こども家庭課の職員が面談を行います。

申請書に基づき審査を行い、対象となる場合には、こども家庭課から利用決定通知書を送付しますので、その後の利用開始となります。

【問い合わせ】　泉佐野市こども部こども家庭課　こども相談係

ＴＥＬ：０７２－４６３－１２１２

https://logoform.jp/form/9XuD/612956

【裏面もご覧ください】

2025. 3 作成

ご利用までの流れ

こども家庭課へ申請手続き
(窓口またはオンライン)、面談後
に利用決定通知書の発行

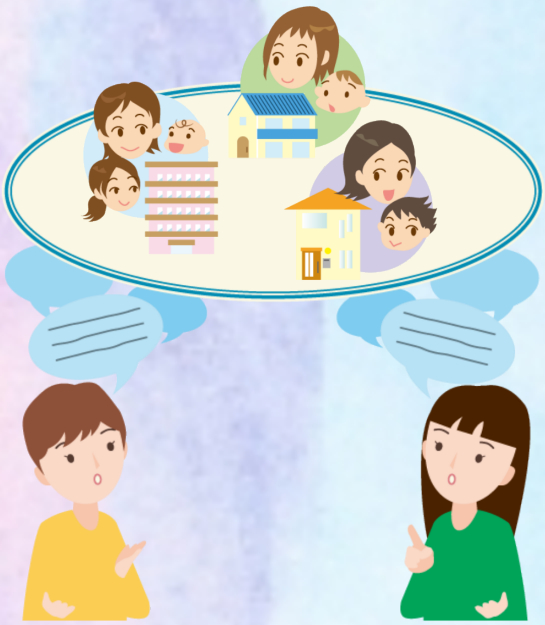

こども家庭課より事業者へ
訪問支援員の手配

サポート開始

サポート内容

食事の準備

日常のお掃除

日常のお洗濯

宿題の見守り

保育園などの送迎

沐浴介助

おむつ交換介助

授乳介助

家事支援：調理・洗濯・掃除・買い物など
育児支援：沐浴介助・おむつ交換介助・授乳介助・宿題の見守り・送迎など